

寒川町パートナーシップ宣誓制度(案) パブリックコメント実施結果

1 募集期間 令和3年10月1日（金）～令和3年10月31日（日）（31日間）

2 資料配布場所

寒川町役場1階町民窓口課、同2階町民相談室、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、寒川総合図書館、町ホームページ（閲覧）

3 意見の提出状況等

意見提出者数 3名

（うち、公表を希望しない方：1名）

意見総数 6件（内訳別記）

（うち、公表を希望しない件数：1件）

4 内訳別意見件数（公表を希望しない1件の意見を除く）

意見の内容	意見数	ページ
制度全体にかかわるもの	2	—
その他の意見	3	—
合 計	5	

※ 各意見の内容は別紙資料「意見の内容と町の考え方（全文）」をご覧ください。

※この「パブリックコメント実施結果」については、資料配布場所と同様の場所でご覧いただけます。本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お問い合わせ先：寒川町町民部町民窓口課相談・人権担当
電話 0467(74)1111 内線 473 FAX 0467(74)2833
E-mail soudan@town.samukawa.kanagawa.jp

意見者番号	意見番号	資料の該当ページ	意見の内容	町の考え方	制度への反映
1	1	制度全体	たくさんのいろいろな人同士がお互いを尊重し、該当する方にとっても存在意義を感じられる1つのツールとしてとても良い制度だと思います。	この制度により、全ての町民がお互いの人権を尊重し、多様性を認めて、差別や偏見のない、誰もが生きやすい社会の実現をめざします。	無
	2	その他	海外の方も少なくない寒川町、マイノリティという言葉は好きではありませんが性別・国籍・障がいさまざまな暮らしにくい要素が寒川町にあれば過ごしやすくなる、そんな町になってほしいです。	性別・国籍・障がいを問わず、悩みや生きづらさが軽減されるよう、周知・啓発の取組を進めてまいります。	無
2	3	制度全体	制度（案）に対する意見 賛成 寒川町にこのような制度ができること、とても嬉しく思います。 内容についても、宣誓できる対象に性的マイノリティ以外も含めているという点から、包括する人々と排除する人々の境界を無くすといった目標を読み取ることができ、良いと感じました。	この制度の対象者は性的マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二者としております。 この制度により、全ての町民がお互いの人権を尊重し、多様性を認めて、差別や偏見のない、誰もが生きやすい社会の実現をめざします。	無
	4	その他	制度が創設された後も、宣誓した人々が、法的な婚姻関係にある人々となるべく平等な権利が得られるように、取り組んで頂ければと考えます。	この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、町民や事業者へ周知啓発に努めます。	無
	5	その他	自分には今、同性の恋人がおりますが、将来パートナーシップを結ぶ決断をしたとしても、大好きな寒川町に住み続けるといった選択肢を得ることができました。 制度の創設をめざしてくださっている方々には、感謝を申し上げます。	この制度により、全ての町民がお互いの人権を尊重し、多様性を認めて、差別や偏見のない、誰もが生きやすい社会の実現をめざします。	無